

笛吹市 第4次障害者基本計画

(令和3年度～令和8年度)

〈素案〉

令和3年3月





はじめに

令和3年3月

笛吹市長 山下 政樹



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	3
4 障がい者の定義	3
5 計画期間	4
第2章 障がい者を取りまく現状	5
1 障がい者の状況	5
2 障がい者の意向（アンケート調査から）	10
3 障がい者施策をめぐる法整備等の状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本方針（横断的視点から）	24
3 計画の体系	27
第4章 施策の推進	29
1 自立した日常生活の支援	29
基本目標 ① 相談支援体制の構築	29
基本目標 ② 在宅サービス等の充実	32
基本目標 ③ 障がい児支援の充実	35
基本目標 ④ 保健・医療との連携	38
基本目標 ⑤ 地域生活移行・地域定着の促進	41
2 安心して生活できる環境整備	44
基本目標 ⑥ 外出手段の確保	44
基本目標 ⑦ 誰もが暮らしやすい環境づくり	46
基本目標 ⑧ 情報アクセシビリティの推進	48
基本目標 ⑨ 教育環境の整備	50
基本目標 ⑩ 就労および雇用の支援	52
基本目標 ⑪ 社会参加・交流の場の充実	54
3 とともに支えあう地域づくり	57
基本目標 ⑫ 防災・防犯対策の推進	57
基本目標 ⑬ 権利擁護の推進	60
基本目標 ⑭ 「障害を理由とする差別」の解消	62
基本目標 ⑮ 障がい理解の促進	64
基本目標 ⑯ 当事者参画による地域づくり	65
第5章 計画の実現に向けて	68
1 計画の推進体制	68
2 計画の検証と見直し	70
3 障害福祉計画との一体的推進	72
【資料編】	
■ 障害福祉サービス等の利用状況	74
■ 市内障害者支援施設等一覧	82
■ アンケート調査結果	84
■ 計画策定の経過	96



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

笛吹市では、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会」の実現に向けて、地域、関係機関、関係団体とも連携し、障害者施策を総合的に推進するため、平成 19 年 3 月から笛吹市障害者基本計画を策定し、本計画は第 4 次計画となります。

一方、国では、平成 26 年 1 月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法などの法整備が進められました。これを受け、県では、山梨県幸住条例の大幅な見直しなども図られました。

この間、障がい者を取りまく地域社会も、少子高齢化に伴う介護不安、世帯の経済的困難、雇用不安、災害対策など多くの課題に直面しています。

「**笛吹市第 4 次障害者基本計画**」は、こうした国、県の動向や障がい者の状況等も踏まえ、本市における障害福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として策定するものです。

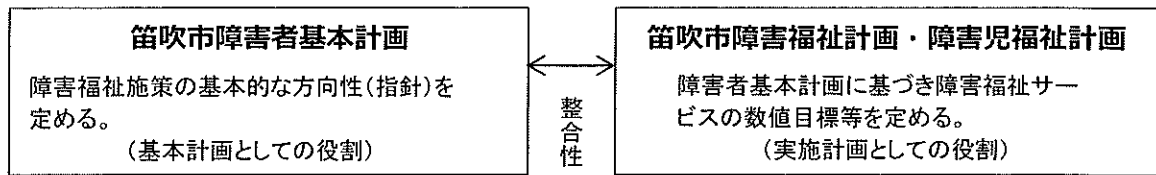
2 計画の位置づけ

「**笛吹市障害者基本計画**」は、**障害者基本法***第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、国の障害者基本計画や山梨県障害者計画「やまなし障害者プラン」の方向性を踏まえ、今後、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

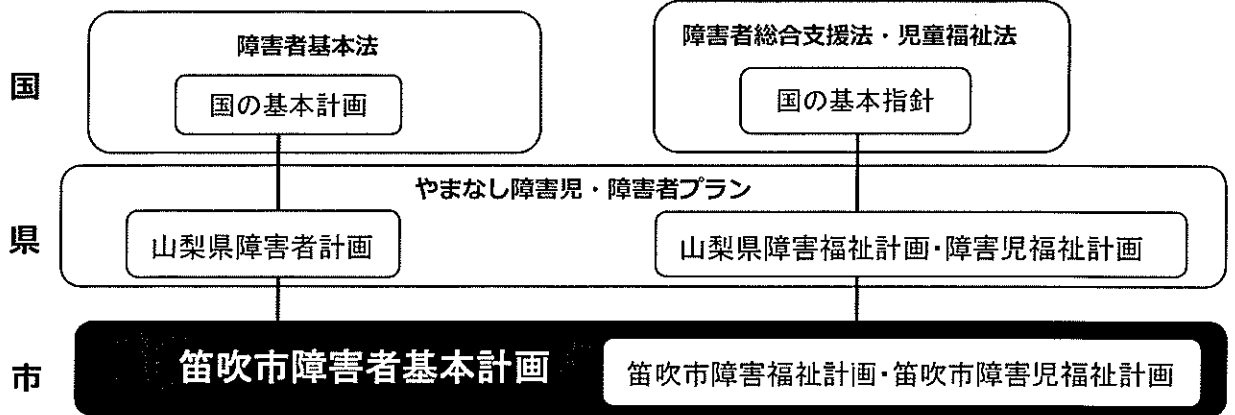
一方で、「**笛吹市障害福祉計画**」は、**障害者総合支援法***第 88 条に基づき、国が定める基本指針に即して、本市における障害福祉サービスの数値目標などを示したものであり、本計画に内包される実施計画として位置づけられるものです。

このため、「**笛吹市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画**（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）」および令和 6 年 3 月に計画策定が予定される「**笛吹市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画**（計画期間令和 6 年度～令和 8 年度）」については、本計画における施策推進の考え方に沿い、本計画と一体となった計画となります。

このように、本市における障害者福祉施策の推進にあたっては、障害者基本計画と障害福祉計画とが相互に整合性を図りながら進めていきます。



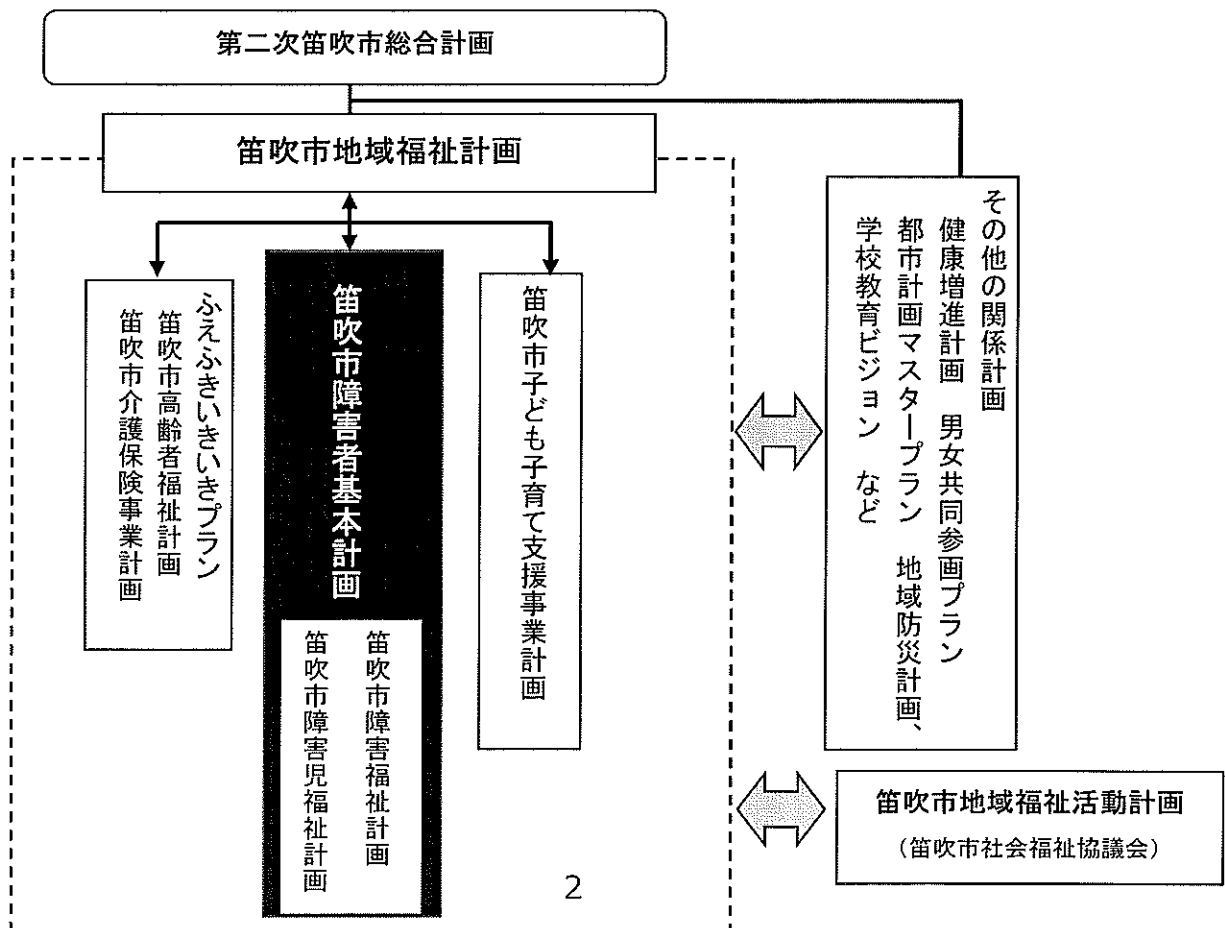
■ 国・県計画や障害福祉計画との関係



また同時に、本計画は、「第二次笛吹市総合計画＊」に基づき地域福祉の推進に関する理念およびその具現化のための取組方針を規定した「**笛吹市地域福祉計画＊**」に包含された福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられています。

このため本計画は、地域福祉計画をはじめとする福祉分野の関連計画において、子育て、高齢化等の地域生活課題を共有し、支援の整合性を図り、その他の関連する各部門の計画とも連携しながら計画の策定および推進を図っていきます。

■ 笛吹市の関連計画との関係



3 計画の対象

本計画の対象は、地域住民（障がい当事者を含む）、事業者、行政機関などすべての個人および団体です。特に本計画では、障がい当事者、家族、支援者としての専門職、NPO 法人などのボランティア、就労先の企業、住民が利用する企業などが対象となっています。

4 障がい者の定義

本計画において表記する「障がい者」とは、特に区別する必要がある場合を除き、年齢にかかわらず、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるすべての人」のことをいい、また障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次脳機能障がいがある人などを含むものとします。

ただし、本文中において、児童福祉法に基づくサービスなど 18 歳未満の児童を対象とした施策等を説明する場合や各種制度の対象を分かりやすく表現する際に、「障がい児」、「障がい者（児）」などと記述する場合があります。

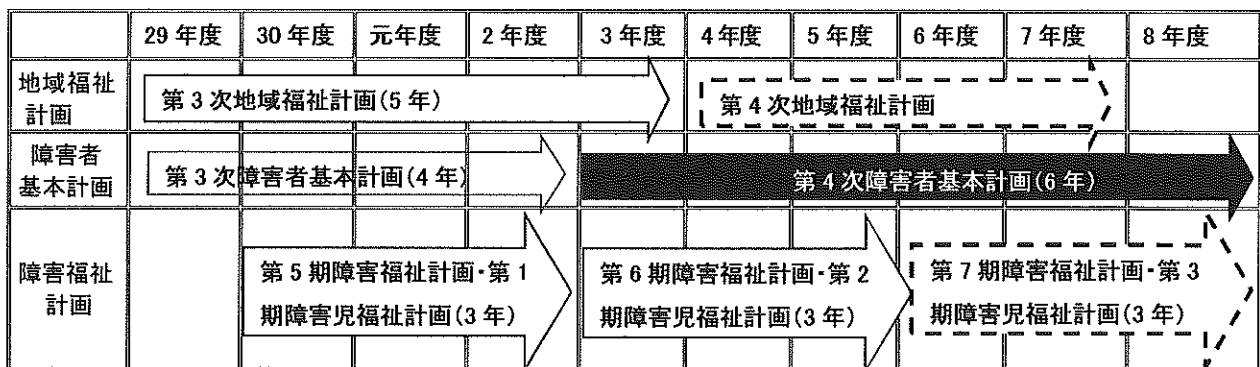
また、本市の公用文や広報等における用字の考え方にしたがって、原則として「障がい」、「障がい者」のように「がい」の字をひらがなで表記しています（法律名、制度名、機関名などの固有名詞については除く）。

-
- * **障害者基本法**…障害者施策を推進していくための基本原則および基本的事項を定めるとともに、国、地方公共団体等の責務を明らかにすることにより、障害者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的、計画的に推進することを目的とした法律で、昭和 45 年に成立した。平成 16 年の法改正により、障害者基本計画の策定が市町村に義務付けられた
 - * **障害者総合支援法**…障害者自立支援法に代わり、平成 25 年に施行された法律で、障害者基本法の基本理念にのっとり、すべての障害者・障害児が必要な日常生活および社会生活を営むための必要な支援が受けられるよう、障害福祉サービス等の支援を計画的に行うことなどを目的としている。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
 - * **第二次笛吹市総合計画**…笛吹市の特性や時代の潮流を踏まえ、市のまちづくりの基本理念や将来像およびそれを達成するための基本的な方向性等を定めた計画。現行の「第二次笛吹市総合計画」は、平成 29 年 3 月に策定され、令和 7 年度までが計画期間となっている。
 - * **笛吹市地域福祉計画**…社会福祉法第 107 条に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉的課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等について計画的に整備していくための計画。現在推進している「笛吹市第 3 次地域福祉計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）」は、平成 29 年 3 月に策定されたが、令和 3 年度に計画期間満了を迎えるため第 4 次計画を策定中である。第 4 次計画では、権利擁護支援の一つである成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）と一体的に策定する予定である。
-

5 計画期間

「**笛吹市第4次障害者基本計画**」の計画期間は、**令和3年度から令和8年度までの6か年**とします。

「**笛吹市第1次障害者基本計画**」および「**笛吹市第2次障害者基本計画**」は、それぞれ「**笛吹市地域福祉計画**」の計画期間に合わせ5か年としていましたが、「**笛吹市障害福祉計画**」の計画期間（3か年）との整合性を図ることにより、障害者基本計画と障害福祉計画相互の効果的な推進を図るため、「**笛吹市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画**」の終期に合わせ、計画期間を4か年としました。このことを踏まえ、本計画以降は、障害者基本計画を6か年とし、3か年計画である障害福祉計画を障害者基本計画に内包される前期計画、後期計画と位置づけることにより、両計画の一体的かつ計画的な推進を図っていきます。



障害者基本計画と障害福祉計画との整合性を図り、一体的に推進